

自衛隊福岡病院医事業務委託契約書（案）

分任契約担当官 自衛隊福岡病院 会計課長 田中 英夫（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、
自衛隊福岡病院の医療事務に関し、次のとおり業務委託契約（件名：医療事務の部外委託）
を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、医療事務の部外委託仕様書（以下「仕様書」という。）に規定する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、前項の業務の実施に当たっては、誠意と責任をもって行うものとする。

（契約期間）

第2条 委託の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料及び委託料の支払）

第3条 委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、 円）とする。）

（契約保証金）

第4条 甲は、乙の納付すべき契約保証金を免除する。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（特許権等）

第6条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(機器等の提供及び光熱水費等の負担並びに善管注意義務)

第8条 甲は、乙が業務の遂行に必要とする施設、端末機その他備品及び資料（以下「機器等」という。）を無償で乙に使用させるものとする。

- 2 乙が使用する電話料、光熱水費は、業務の処理上甲が必要と認める限りにおいて、甲の負担とする。
- 3 乙は、使用する電話料、光熱水費について、甲の負担の軽減に努めなければならない。
- 4 乙は、甲の提供する機器等について、毀損、盗難、漏洩、滅失その他事故がおきないよう常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。
- 5 前項の事故が発生したとき、又はそのおそれがある場合、乙は直ちに甲に報告し必要な措置を講じなければならない。

(報告等)

第9条 乙は、この契約及び仕様書に定めるところにより、委託業務が完了したときは、速やかにその旨を書面により甲に通知しなければならない。

(監督)

第10条 甲の指名した監督官は、委託業務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督検査等実施要領に基づき、甲又は甲の指定する者が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において立会い、指示、審査、確認、その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。
この場合においては、第7条第3項を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(検査)

第11条 甲の指名した検査官は、契約書、仕様書及び甲の定めた検査等実施要領に基づき、必要な検査を行うものとする。

- 2 検査においては、完了した委託業務内容が契約書及び仕様書に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 3 乙は、検査に立ち会わなければならない。
- 4 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(代金の請求及び支払)

第12条 乙は、委託業務が完了した場合は、代金を甲に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第13条 乙は、あらかじめ部分払を約定した場合は、納入既済部分に対する代金の請求をすることができる。

(相 殺)

第14条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、約定期間（第12条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約履行不能等の通知)

第16条 乙は、理由のいかんを問わず委託業務の全部又は一部を履行する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するとともに、その理由を詳記した契約解除申請書を速やかに甲に提出するものとする。

(危険負担)

第17条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、委託業務を履行することができなくなった場合は、乙は委託業務の履行義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、委託業務を履行することができなくなった場合は、乙は当該委託業務の履行義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、委託業務の履行義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第18条 委託業務の履行に際して、仕様書の定めるところに基づき使用している国有財産を滅失、又は損傷した場合における修復等に要する費用は、次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担とする。ただし、既に行われた委託業務を再度行うのに要する追加費用は乙が負担する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項本文又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(契約の変更)

第19条 甲は、委託業務の実施が完了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、履行場所及び仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により契約金額を変更する場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(甲の解除権)

第20条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が委託業務の全部又は一部を履行しなかった場合

(2) 乙が委託業務を履行することができなくなった場合

(3) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(4) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達成することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第21条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第19条第1項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達成することができなくなったとき。

(改善指示)

第22条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める委託業務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に委託業務が履行されていないと判断した場合は、乙が定める現場責任者に速やかに文書により勧告する。

2 乙は、甲から前項に定める文書による勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。甲は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

(違約金)

第23条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲は、その超過分の損害につき賠償を請求することができる。

3 第15条は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第24条 甲は、第17条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合又は第21条の規定により解除した場合は、乙の請求により生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が委託業務を履行しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 前項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(法令上の責任)

第25条 乙は、従事者に対する労働関係法、その他法令上の一切の責任を負うものとする。

(秘密の保全)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(調査)

第27条 甲は、委託業務についてその原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全又はその額の算定の適正を図るために必要がある場合は、乙に対しその業務若しくは資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、更に乙の営業所その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第28条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第29条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

(特約条項)

第30条 特約条項は、陸上自衛隊標準契約書における「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」、「保有個人情報の保護に関する特約条項」、「部分払に関する特約条項」を付す。

上記の契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

分任契約担当官

甲 自衛隊福岡病院
会計課長 田 中 英 夫

住 所

乙 会社名
代表者

支払内訳

実施月	金額	消費税額	支払金額	支払月
4月				5月
5月				6月
6月				7月
7月				8月
8月				9月
9月				10月
10月				11月
11月				12月
12月				1月
1月				2月
2月				3月
3月				4月
合計				